明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七四）　一
〔省　令〕
○地域再生法第十七条に規定する事業を定める省令（総務九五）　八
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六四）　八
〔告　示〕
○地域再生法の規定に基づき利子補給率を定めた件の一部を改正する件（内閣府二八五）　九
○平成二十四年度地方債同意等基準を公表する件の一部を改正する件（総務三八二）　九
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（同三八三）　九
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三八四）　一六
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件（農林水産・経済産業・環境六）　一六
〔公　告〕
諸事項　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会落札者等、プログラムの著作物に係る登録関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

府令

○内閣府令第七十四号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十四号）の施行に伴い、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十一月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第三号」を「第一号及び第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　法第五条第四項第三号の事項を記載している場合には、同号イからハまでに掲げる事業の実施による特定政策課題（地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号。以下「令」という。）第一条各号に掲げる特定政策課題をいう。以下同じ。）の解決に対する寄与の程度の根拠となる資料

五　法第五条第五項の規定により聴いた特定地域再生事業を実施する者の意見の概要

第一条第二項第一号を削り、同項第二号中「次条第五号」を「次条第三号」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　次条第四号に規定する雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度を記載している場合には、第三条各号に掲げる事業の実施による当該程度の根拠となる資料

第一条第二項第三号中「次条第七号」を「次条第六号」に、「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第四号」に改める。

第二条中第三号及び第四号を削り、第五号中「第五条第四項第三号」を「第五条第四項第一号」に、「第十九条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第二号」に、「第五条各号」を「第三条各号」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　法第五条第四項第三号イの事項を記載する場合　第五条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ　法第五条第四項第三号ロの事項のうち地方公共団体、同号ロに規定する地域再生推進法人又は第六条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合　第六条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ハ　法第五条第四項第三号ロの事項のうち株式会社により行われる事業に関するものを記載する場合　第六条第一項第二号イ又はロに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ニ　法第五条第四項第三号ハの事項を記載する場合　除却の対象となる公共施設又は公用施設の名称及び所在地

第二条第七号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第四号」に改め、同号を同条中第六号とし、第八号を第七号とし、同条に次の一項を加える。

2　法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第三号イからハまでに掲げる事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載するものとする。

第三条及び第四条を削る。